

青少年保護育成条例を改正し、「JKビジネス」に起因する青少年の犯罪被害を防止します

県民生活部社会活動推進課
青少年グループ
内線 2534・2483
(ダイヤル)052-954-6175

近年出現したいわゆる「JKビジネス」（女子高生を「JK」と称して商品化し、性を売り物とする営業形態）を通じ、青少年の性犯罪被害の危険性が高まっていることから、多様な営業形態がある「JKビジネス」を全国で初めて条例によって包括的に規制します。

1 改正の内容

○「有害役務営業」の定義の新設

水着や下着姿等でサービスを提供するなどの営業を「有害役務営業」と定義

○有害役務営業の業者等に対する禁止行為等の新設

- ①青少年を客に接する業務に勧誘することを禁止
- ②青少年を客に接する業務に従事させることを禁止
- ③青少年を営業所に客として立ち入らせ、又は客とすることを禁止
- ④青少年に対し営業所の所在地等を記載したビラ等を頒布することを禁止
- ⑤従業者名簿の備付け・保存を義務付け
- ⑥広告宣伝の際に青少年の立入り又は客となることの禁止の明示を義務付け
- ⑦営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け

○違反者に対する営業停止命令の新設

上記①から④の違反行為に対する営業停止命令（6月以内）・公表

○店舗・事務所を立入調査対象に追加

○罰則規定の追加

営業停止命令違反（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金） など

2 条例施行日：平成27年7月1日

県内のJKビジネスの実態（愛知県警調査）

- ・「JKビジネス」店舗数：77店舗
（平成26年11月末現在）
- ・「JKビジネス」に関する被害者：19人
（平成24～26年中）

JKビジネスの主な営業形態例

ガールズ居酒屋

水着や下着姿でウェイトレスをしたり、踊りなどのパフォーマンスをするサービスを提供

リフレ

個室において、高校の制服や下着姿の女子従業員がマッサージや添い寝等のサービスを提供

散歩

「散歩」と称して、客の男性と屋外デートや自宅の掃除等のサービスを提供

啓発活動の実施

1,200千円

- ・青少年に対し「JKビジネス」の危険性を周知する啓発キャンペーンを実施
- ・啓発用ポスターの掲示（高等学校・コンビニ等）